



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

日赤茨城

Red Cross Ibaraki

事業
報告

2023.夏号

茨城県支部

台風第2号等による大雨災害で 赤十字ボランティアが救護支援



〈双葉地区自治会館に救護所を開設〉



〈被災地区を巡回する赤十字ボランティア〉

6月2日夜から3日未明にかけて発生した台風第2号や梅雨前線の影響による大雨で、取手市双葉地区を中心に約600の世帯が浸水被害に見舞われ、同市に「災害救助法」が適用されました。

日本赤十字社茨城県支部は、直ちに「災害警戒本部」を立ち上げ県内の被害状況や避難所開設状況などの情報収集を行ったほか、避難指示が発令された市町村に対し救援物資のニーズ調査などを行いました。

また、当支部は、取手市双葉地区自治会館に被災者やボランティア活動従事者を対象とした救護所を開設し、6月8日～12日、17日の6日間、支部職員のほか看護師や救急法等の指導資格を有した赤十字ボランティアを派遣し、ケガの手当てや健康相談を行いました。

さらに、被災された取手市の方々を支援するため、「令和5年台風第2号等大雨災害義援金」の受付を開始し、県内をはじめ全国に協力を呼びかけました。受付期間は9月30日(土)まで
※派遣人数 計27人（支部職員 8人 看護奉仕団 12人 安全奉仕団 7人）

発行元 日本赤十字社 茨城県支部

〒310-0914 茨城県水戸市小吹町 2551
TEL.029-241-4516
FAX.029-241-4714

県内の赤十字活動をSNSで発信中！



日赤茨城県支部と大子町が連携し訓練 地域の災害対応強化



6月24日、日本赤十字社茨城県支部は、地域の災害対応能力の強化を目的に、大子町営研修センター体育館及びサングリーンピア大子ケアセンター（福祉避難所）において、約170人が参加し、「災害救護訓練」を実施しました。

訓練は、大子町で震度6強の地震を観測したとの想定で、茨城県支部の医療救護チームや日赤ボランティアが、役場、水郡医師会、大子警察署、高齢者施設の各職員と連携し、午前と午後の2回、避難所の巡回診療などを行いました。

また、救護訓練と並行して町民を対象に、大子町営研修センターにおいて、大子警察署と連携し「災害時の防犯・防災セミナー」も行いました。

訓練参加機関からの声



大子町役場 総務課 吉成係長

日赤との訓練は、災害時の避難所対応のノウハウを学ぶ良い機会となりました。また、役場職員だけでなく、参加した大子町奉仕団員にとっても災害への意識向上に繋がる経験ができました。



大子警察署 警備課 宮腰課長

災害時防犯セミナーと避難所訓練の合同開催は、災害と防犯を結び付けて意識する初めての機会でした。災害経験の少ない警察職員にとっても避難所での災害対応を訓練でき、非常に有意義なものとなりました。



特別養護老人ホーム サングリーンピア大子 上久保主任

訓練の参加を通して、避難所での災害対応を経験でき、勉強になりました。また、災害時に日赤が救護活動に来てくれるということを非常に頼もしく感じました。

地域住民を対象に茨城県支部と大子警察署が共同で、将来の大規模災害から人々のいのちを守るため、地域コミュニティにおける「自助」と「共助」を高める防災セミナーと災害時の防犯対策などを学ぶ防犯セミナーを開催しました。



訓練参加者アンケート

災害救護訓練の効果検証の一環として、訓練参加者に対してアンケート調査を実施し、約100名の方から回答をいただきました。

茨城県支部は皆さまからいただいたご意見を参考にしながら、今後も地域の防災啓発活動や訓練を継続してまいります。

災害訓練満足度

85%

- ・減災に出来ない経験が出来た
- ・リアル感があり、とても良かった
- ・このような訓練は続けて欲しい

災害に関する知識の向上

91%

- ・常に知識と心構えは持っているべき
- ・福祉避難所運営の知識が得られた
- ・「自助」「共助」が重要

災害に関する関心度

97%

- ・訓練で災害時の対応を体験することが出来た
- ・関係機関と更に連携を深めたい

水戸赤十字病院 創立100周年

100年に感謝～これからも地域とともに～



水戸赤十字病院は、2023（令和5）年6月14日に創立100周年を迎えました。6月10日には、関係機関や連携医療機関を招いての記念式典を開催し、6月14日には記念パネル展、創立記念日に生まれた赤ちゃんへのプレゼント企画、100周年記念仕様のラッピングバス出発式など、さまざまなイベントを実施しました。ラッピングバスは、これから1年間、水戸市内を中心に走行します。100周年特設webサイト及び記念映像は、病院ホームページからご覧いただけます。

戦争、自然災害、感染症の流行など、幾多の困難を乗り越え、途絶えることなく、診療を続けることができたのは、地域の皆さまのご支援があったからこそです。これからも地域に愛され、信頼される病院として、皆さまとともに歩み続けますので、変わらぬご理解とご支援をお願い申し上げます。

茨城県支部のアンケートにご協力ください



日本赤十字社公式マスコットキャラクター

ハートちゃんぬいぐるみを

30名様にプレゼント！

- ・アンケートは、右のWEBフォーム（二次元コード）から参加してください
- ・応募締切は、令和5年12月28日（多数の場合は、抽選となります）



↑WEBフォーム

自治会や町内会等に未加入の方も 赤十字活動資金にご協力をお願いします

今回の台風等による大雨災害をはじめ、近年の災害は多様化・甚大化の傾向にあります。日本赤十字社茨城県支部は、被災された方々の健康を守るため、医療救護チームを被災地に派遣するほか、活動資金を財源に、避難所等での生活を余儀なくされた方々にお配りする救援物資を購入し、県内全市町村に備蓄し迅速な配布に努めています。

毎月5,000円のご寄付を1年間継続で
緊急セットを50人分備える



緊急セット



お振込：本紙に付属の「払込取扱票」(ゆうちょ銀行)をご利用ください。

ご協力方法



クレジットカード：ホームページからお手続きください。赤十字 寄付 検索



遺贈（遺言や相続財産による寄付）：資料を送付のうえ、詳細をご説明します。

※付属の「払込取扱票」は、赤十字活動資金専用の振り込み用紙となります。

※「令和5年台風第2号等大雨災害義援金」へのご協力は、各市町村福祉係等の窓口か日赤茨城県支部振興係までお願いします。

お問い合わせ先 電話 029-284-1380

この払込取扱票は、ご寄付を強制するものではありません。
ご賛同いただきましたら、ご支援いただけると幸いです。

払 込 取 扱 票									
99 東京		口 座 記 号 番 号							
0 0 1 0 0 0		7 8 9 8 7 2							
加入者名		日本赤十字社茨城県支部		金額		千 百 十 万 千 百 十 円		※	
ご依頼人・通信欄		おところ ※		料金		備考		免	
		おなまえ ※							
		お電話番号							
		◎お礼状と領収書が不要な場合は ☒ をお願いします。 □不要							
		◎このチラシをどこで手にしましたか ☒ をお願いします。							
		☐ 市報・町内会の回覧		☐ イベント					
		☐ 赤十字講習		☐ 当支部からの郵送					
		(救急法・水上安全法・幼児安全法・健康生活支援講習)							
		☐ その他()		R5 日赤茨城(夏号)					
		裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号東第53203号)							
		これより下部には何も記入しないでください。							

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号		0 0 1 0 0 0							
		7 8 9 8 7 2							
加入者名		日本赤十字社茨城県支部							
金額		千 百 十 万 千 百 十 円							
※									
ご依頼人		おなまえ ※							
料金		日 附 印							
備考		免							

この受領証は、大切に保管してください。

第135回 茨城県支部評議員会を開催

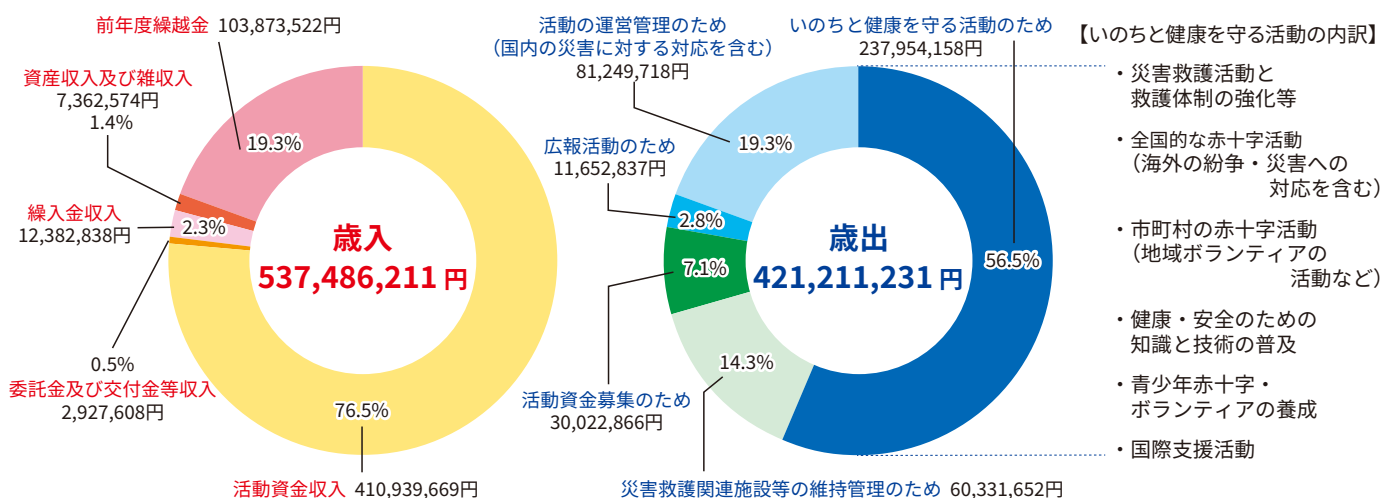
6月14日、茨城県支部において、寺門一義支部長出席のもと、評議員会を開催しました。

会議では、各施設における令和4年度の事業報告及び収支決算報告について審議し、全議案とも原案どおり承認されました。



〈挨拶する寺門支部長〉

令和4年度 茨城県支部 決算報告



▲活動資金の使いみちを動画で紹介！

翌年度繰越額 116,274,980円 (当支部は、多発する災害に迅速に対応するため、活動資金を繰り越しています。)

※水戸・古河赤十字病院、茨城県赤十字血液センター、日本赤十字社茨城県支部乳児院については、施設ごとの特別会計のため、上記決算には含まれておりません。

資金の有効活用のため、この受領証をもって日本赤十字社の受領証にかえさせていただきます。
なお、本受領証は、免税証として利用いただけます。

払込みいただいた金額は個人については、所得税法第78条第2項第3号の規定に基づく寄付金に該当し、法人については、法人税法第37条第4項に基づく寄付金に該当します。

〒310-0914 日本赤十字社
茨城県支部 組織振興課
電話 029-241-4516

〈ご注意〉
・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
・この用紙は、ATMではご利用いただけません。
・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
・この用紙による、払込料金は無料となります。
・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

この場所には、何も記載しないでください。

町内会・自治会を通したご協力のほか、ご都合にあった方法で受付けております。
この払込取扱票は、ご寄付を強制するものではありません。